

第3回地域会議質問、検討事項について（産廃処分場における雨水の影響）

図 1：産廃処分場内の状況（晴天時）

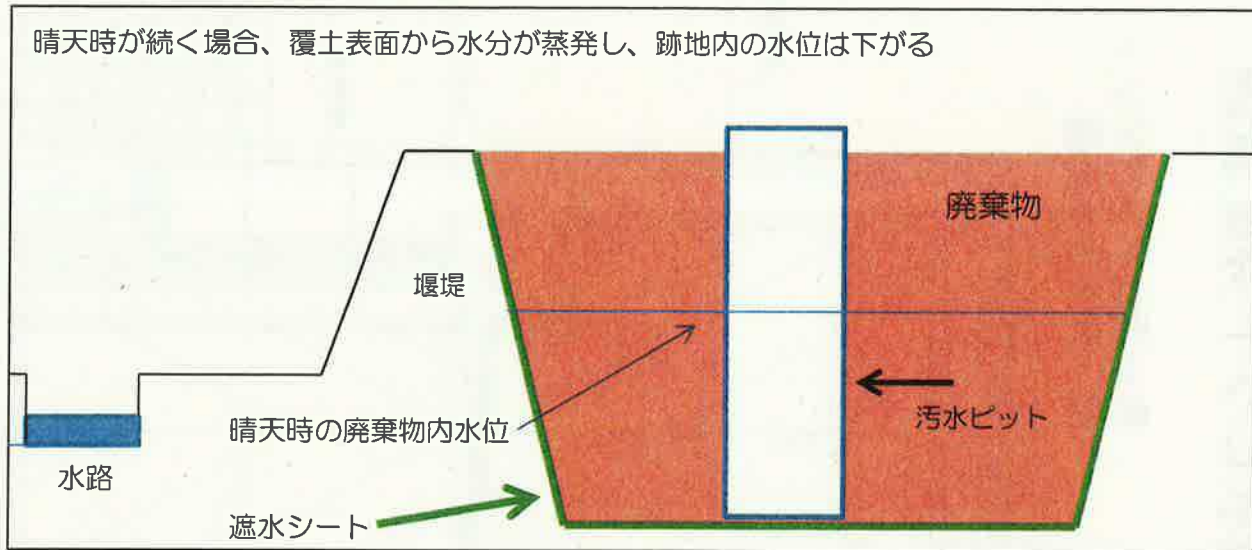
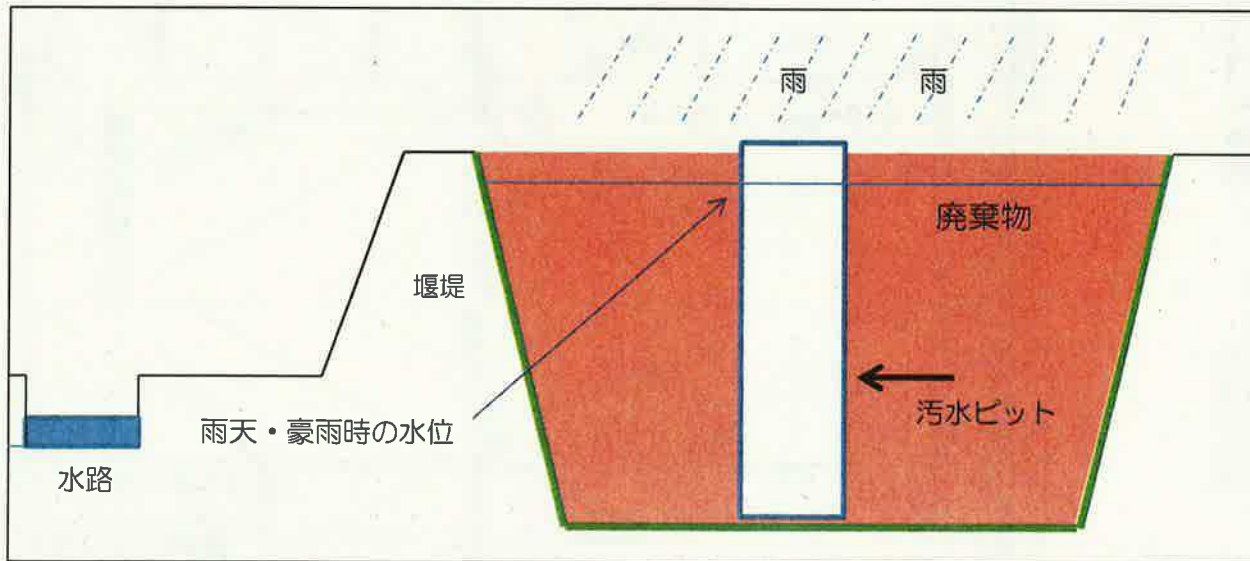


図 2：産廃処分場内の状況（降雨時）



汚水ピットとは、廃棄物層内に溜まった水を集水し、污水处理施設にポンプアップするための設備で、第1工区から第3工区については複数の汚水ピットが設置されています。(P4からP6、P8 参考)

この汚水ピットの水位は、通常、廃棄物層内の水位と同程度であると考えられています。図1のように晴天が続いた状態では、蒸発により水面は下がっています。

しかし、図2のように、梅雨や豪雨時には、廃棄物層に雨水が溜まり、廃棄物層内の水位は高くなります。

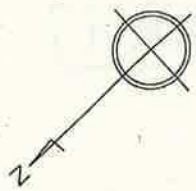
したがって、汚水ピット内の水位を調査することにより、廃棄物層内に溜まった雨水がオーバーフローしているか、または、していないのかを把握することが可能となります。

問題点：汚水ピットを調査するには、地主の了解が必要となります。

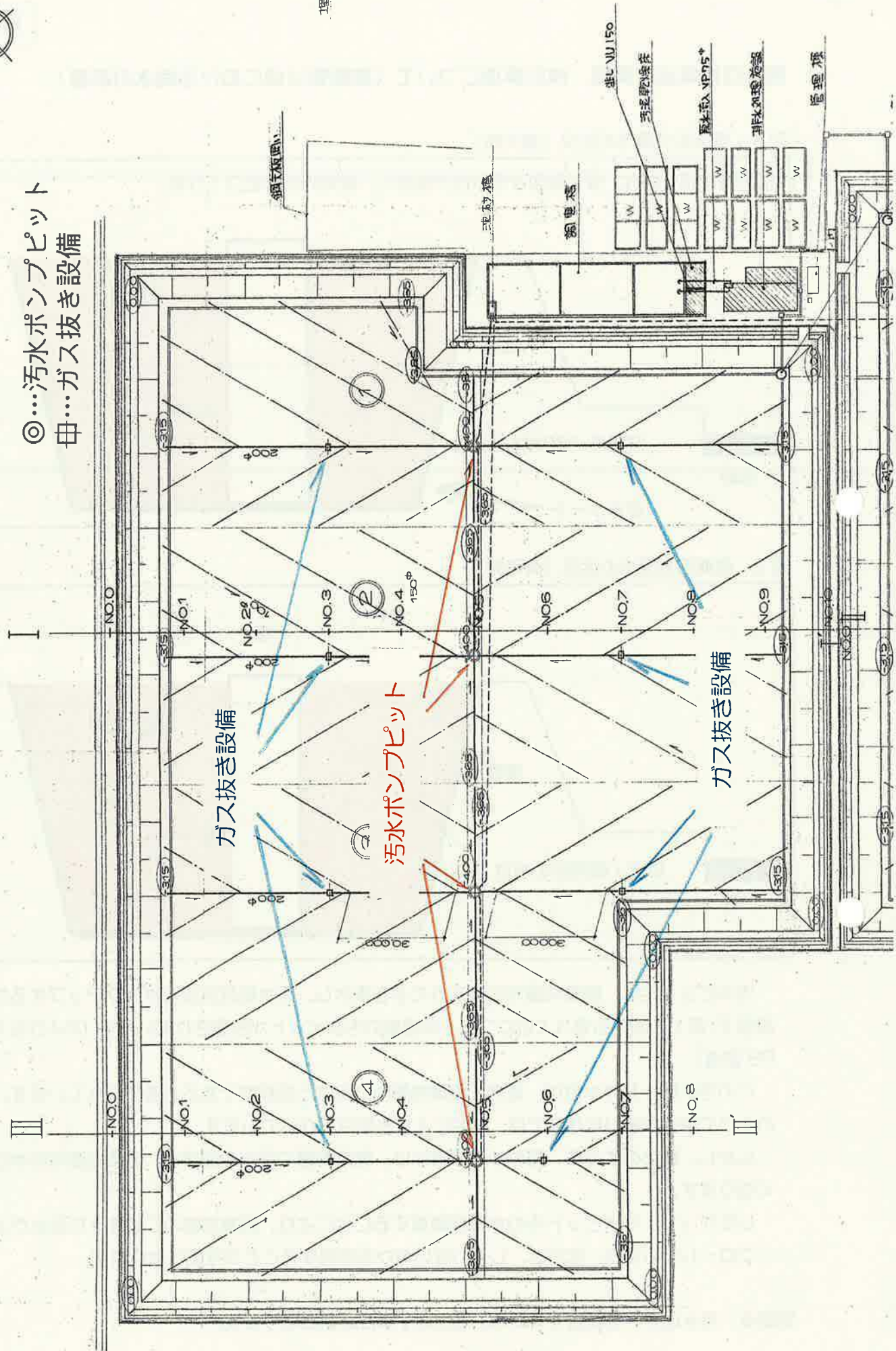
第1工区汚水ピット等配置図

平面図

S:1:1000



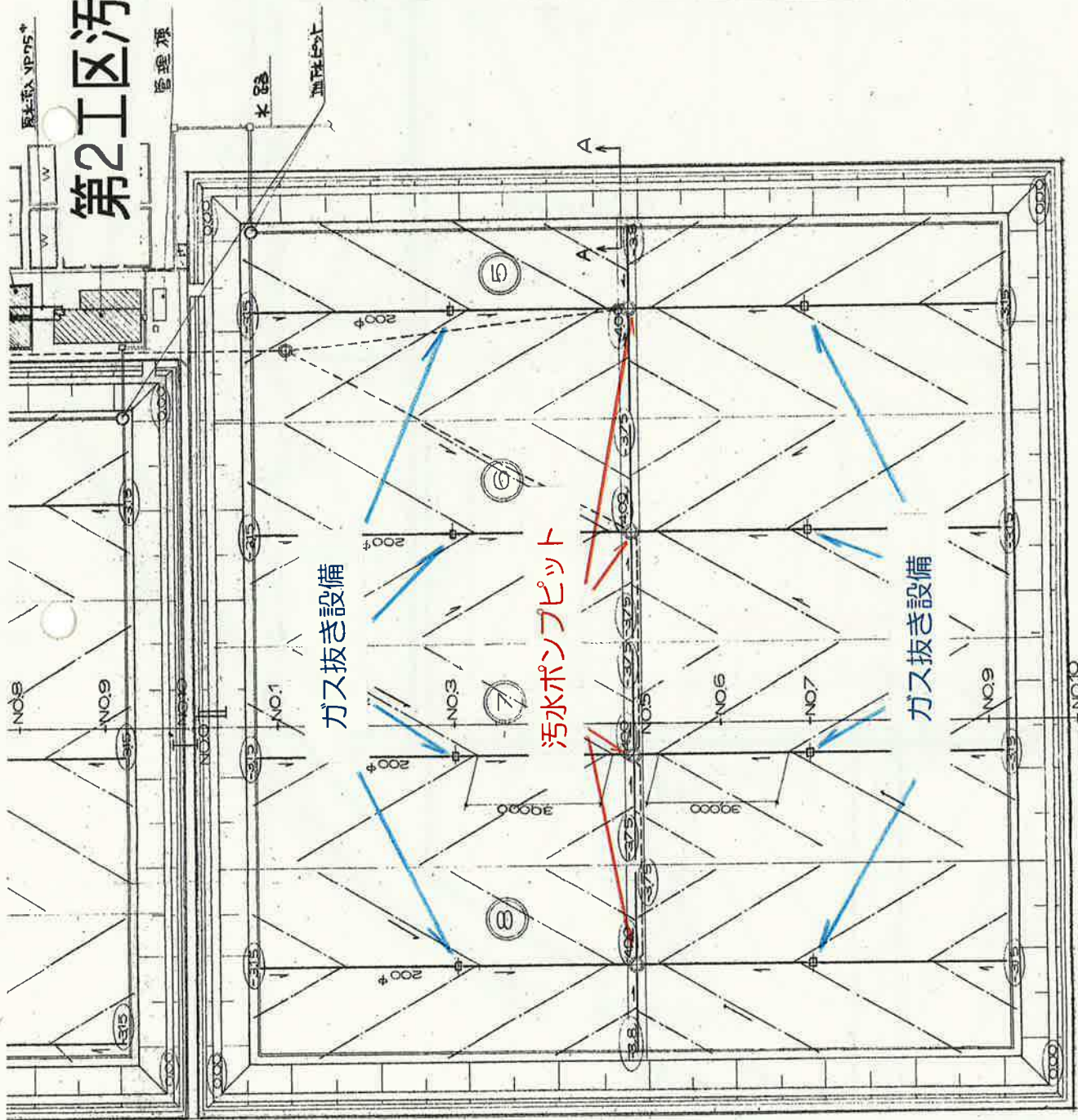
◎…汚水ポンプピット
 母…ガス抜き設備



1階平面図

2/31

第2工区汚水ピット等配置図

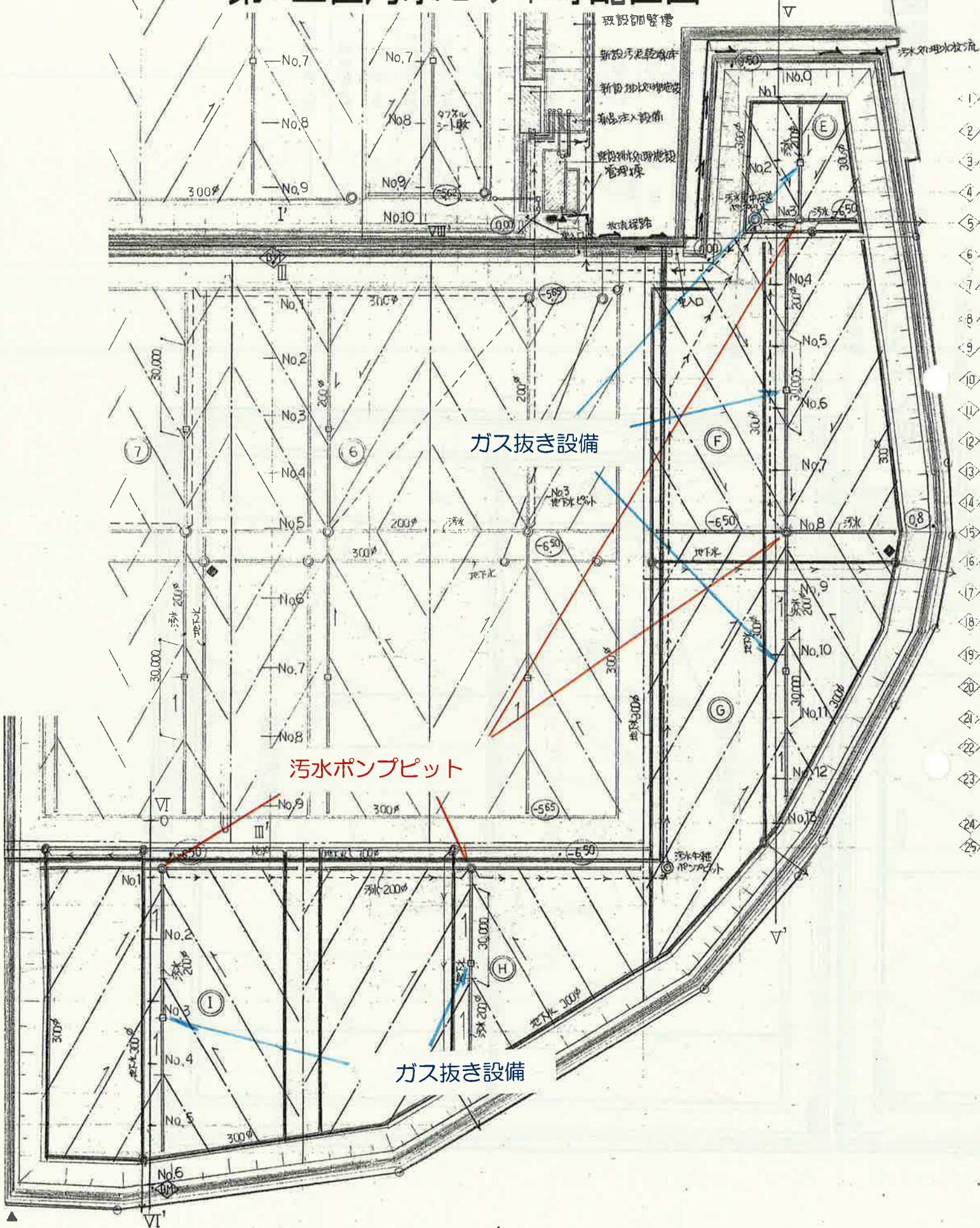


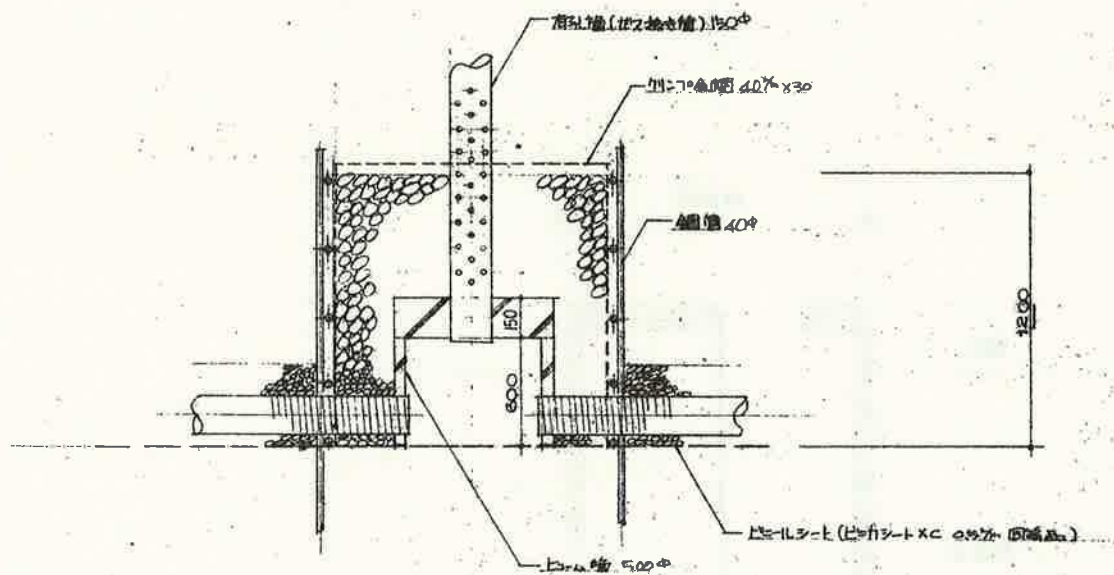
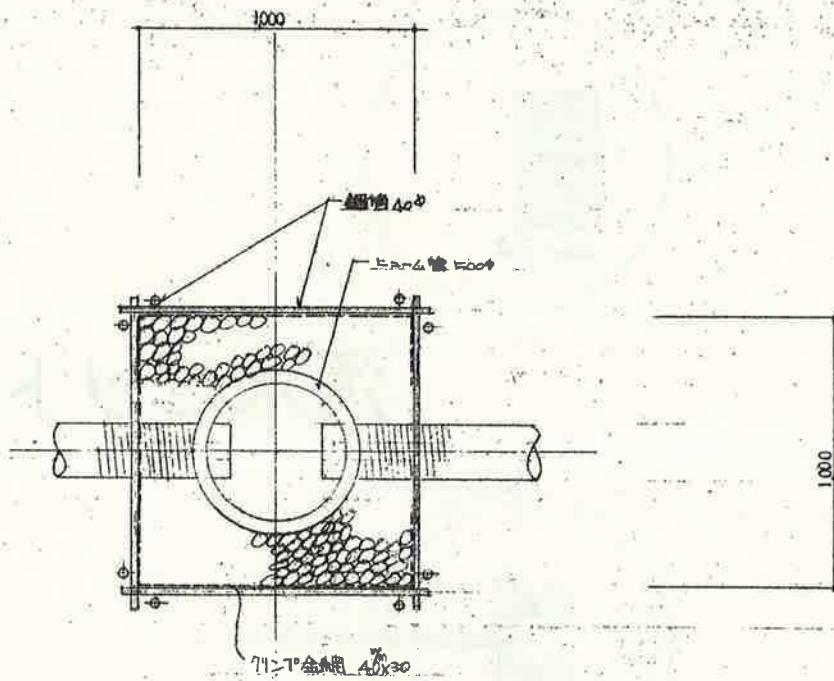
凡例

記号	名称	備考
	えん提	
—	汚水幹線暗渠	200φ 1%勾配
—	汚水支線暗渠	100φ 0.8%勾配
—	雨水暗渠	300φ
⊕	加圧ポンプ	
⊙	ポンプホット	
①	施工区域番号	
④00	計画高	
—	汚水幹線管	

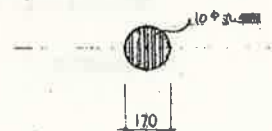
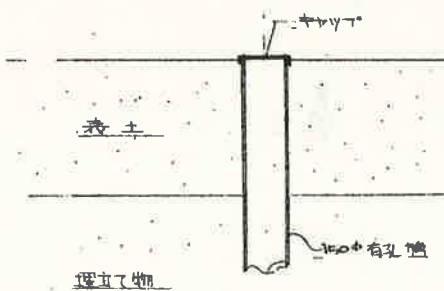
埋入区域

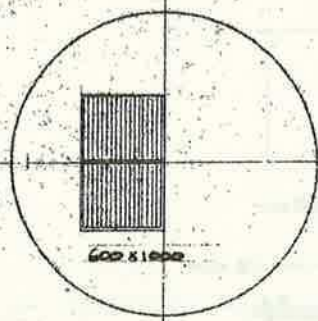
第3工区汚水ピット等配置図



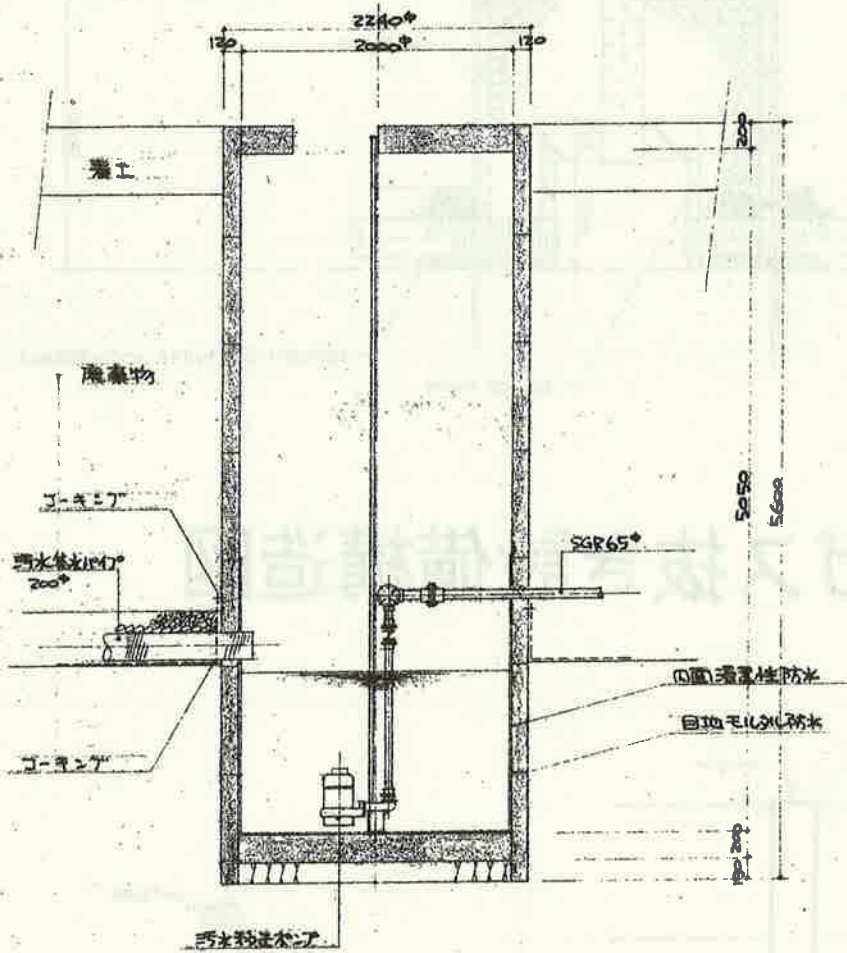
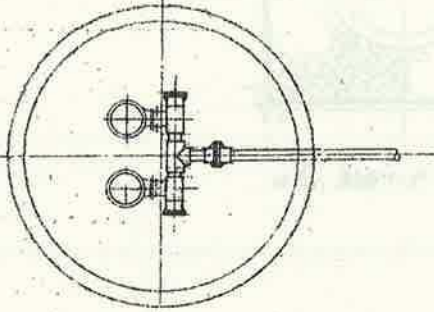


ガス抜き設備構造図





汚水ピット構造図



土

コンクリート

下水管径φ200

浮き止り弁

目地モルタル防水

0.5mm厚ビニール防水

第3回地域会議質問、検討事項について（福井県敦賀市内処分場）

- 1 福井県敦賀市内の最終処分場の例で、投棄量約119万 m^3 の次に廃棄物の搬入量が産業廃棄物 約84万トン、一般廃棄物 約35万トンと表記されているが、立法メートルの誤りか。

回答： 許可容量約9万 m^3 に対して、約110万 m^3 が違法に増設され、全体容量約119万 m^3 となった。

廃棄物の搬入量について敦賀市廃棄物対策課に確認したところ、搬入実績の積み上げにより廃棄物の種類ごとに重量のみ把握できたとのことであり、その量は、産業廃棄物 約841,000トン、一般廃棄物 約354,000トン、合計 約1,195,000トンであった。したがって、立法メートルの誤りではない。なお、搬入量の詳細については次の表とおり。

【敦賀市民間最終処分場廃棄物搬入量】

	廃棄物の種類	搬入量 (t)	割合 (%)
産業 廃 棄 物	燃え殻	74,085	6.2
	汚泥	377,258	31.6
	鉱さい	8,352	0.7
	ばいじん	2,077	0.2
	紙くず	11	0.0
	木くず	327	0.0
	動植物残さ	4,993	0.4
	13号廃棄物 ※	11,652	1.0
	ガラス・陶磁器くず	9,021	0.8
	シュレッターダスト	352,913	29.5
	小計	840,689	70.4
	一般廃棄物	353,972	29.6
	合計	1,194,661	100

※13号廃棄物とは、産業廃棄物を処分するために処理したもので、例えば、コンクリート固型化物、焼却灰溶融固化物など。このような処理を行えば有害物質が外に溶出しなくなるため、管理型処分場への搬入が可能となる。

- 2 福井県敦賀市内の最終処分場の例で、許可容量9万 m^3 に対して119万 m^3 という膨大な量が搬入されている。なぜ、このような事になってしまったのか。

回答：事案の主な経緯については以下のとおり。

①廃棄物処分場設置～処分場拡張確認前（昭和62年1月～平成6年7月）

- ・ 事業者は、昭和62年1月19日に敦賀市において、産業廃棄物処理施設（埋立面積：4,500㎡、埋立容量：21,528m³）の管理型最終処分場の設置届出を行い、以降、昭和62年7月、平成元年10月、平成4年5月に届出を行い、堰堤の嵩上げや隣地への増設により、処分場を拡大してきた。
- ・ 平成4年5月の届出内容
埋立面積 16,817㎡、埋立容量 197,998m³

②処分場拡張確認～立入検査拒否（平成6年8月～平成8年3月）

- ・ 平成6年8月、県は、処分場の一部拡張を確認。事業者に原状回復を口頭指導。事業者はこれに従い同年12月に原状回復を行った。
- ・ 平成7年5月、県は、立入検査の際に届出範囲の高さ以上の遮水シート貼り付けを確認。事情聴取したところ、平成4年当時の届出内容に対して不足している部分を継ぎ足した旨を申し出た。
県は事業者はその根拠を示す資料提示を求めたが、提出されなかった。
県は、平成4年の担当者から当時の状況を確認したが、平成4年の増設の届出時にその範囲が特定されていなかったことなどの理由から、立入検査によるシートの接合部分の安全性の確認を行うこととした。
- ・ 平成7年11月、県は、シートの接合部分等の安全性確認のための立入検査を行った。その際、事業者が確認のために予め掘削していた場所以外の場所についてもその場で掘削させて安全性確認を行った。この県の行為に対して事業者は反発し、平成8年3月以降、県の立入検査を拒否することとなった。

③立入検査拒否後～違法増設認知前（平成8年4月～平成11年9月）

- ・ 平成8年3月以降、県は、処分場への立入検査を拒否され、廃棄物担当者は処分場内に入れなくなった。県は、福井県南部における管理型最終処分場の確保が必要だったことや、増設に係る事前審査願が提出されれば立ち入りができると考えていたことから、増設手続を進めるよう指導を繰り返し、立入検査拒否の罪での刑事告発等は行わなかった。
この期間において、環境影響評価の事前調査や悪臭の調査等のために処分場に4回立ち入ったが、事前調査は廃棄物担当課以外の職員が行ったこと、悪臭の調査等においては、事業者から立ち入り時の写真撮影禁止等の

制限を受けていたこと、担当者の異動等による事務引継ぎが不十分で処分場の届出範囲等についての状況を把握していなかったことから、平成8年5月以降に始まったと解される違法増設については、これを把握できなかった。

④事業者の産業廃棄物処理業の許可更新（平成9年7月）

- 県は、管理型最終処分場確保の必要性があったこともあり、事業者による立入検査拒否が続く中、産業廃棄物処理実績報告書に記載された処分場の残余容量と排水基準を超えていないという水質検査結果は施設に係る基準に適合すること、事業者がそれまでは順調に経営を継続していたことから人的能力に係る基準にも適合していたこと、欠格要件にも該当していなかったことから、事業者の産業廃棄物処理業の許可更新を行った。

⑤違法増設認知後～許可取り消し（平成11年10月～平成13年9月）

- 平成11年8月、県は、河川護岸から汚水が流出しているとの地元からの苦情を受け、その原因調査のため、同年10月、処分場に隣接する採石場に立ち入った。その際、平成4年5月の届出の面積、容量を明らかに超えた廃棄物の埋め立てを確認し、処分場の違法増設を認知した。
- 平成12年8月31日、県は、厚生労働省の指導により事業者に対して搬入中止の指導を行った。
- 平成12年9月、県は、廃掃法違反（無許可増設）で県警に告発した。
- 平成13年9月、県は、事業者に対して廃棄物処分業、収集運搬業の許可取消処分を行った。

このように、平成8年3月以降、県が立入検査できなくなったことにより、違法増設の認知が遅れ、その結果、届出容量をはるかに超える規模にまで違法増設が進んでしまった。

また、排出者が廃棄物の処分を他人に委託する場合には、廃掃法に基づく委託基準（事業範囲の確認、施設の処理能力等を記載した書面による委託契約など）を遵守することとされているが、排出者が処分先を实地確認することは義務化されていないことから、廃棄物搬入の面からも防ぐことができず、違法増設の処分場に廃棄物が搬入され続ける結果となってしまった。

